

技術職員実務経験申立書（府様式第2号）

技術職員ごとに、作成してください。

(様式第2号) **技術職員実務経験申立書** 令和〇年〇月〇日

行政庁 〇〇 〇〇 (フリガナ) (生年月日) 昭和〇〇年〇月〇日 (許可番号) 〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇 (商号又は名称) 大阪〇〇建設株式会社

業種コード (建設工事の種類) 〇:5 舗装 工事 (代表者名) 〇〇 〇〇

業種コード (建設工事の種類) 〇:9 管 工事

上記技術職員の実務経験について、下記のとおり相違ないことを申し立てます。

業種コード	実務経験年数	使用者の商号又は名称	実務経験の内容
〇:5	平成1年1月～平成4年12月 3年11か月		
	平成16年4月～平成23年5月 7年1か月		
	計 11年 〇か月		
〇:9	平成5年1月～平成16年1月 11年 〇か月	株式会社▲▲土木建築	△△私立図書館空調設備工事
	年 月 ～ 年 月 年 月		
	年 月 ～ 年 月 年 月		
	年 月 ～ 年 月 年 月		
	年 月 ～ 年 月 年 月		

(記載要領)

- この申立書は、技術職員が、建設業許可法第10条第1項第1号に該当する者である場合、当該者ごとに提出することができる(ただし、建設業許可法第10条第1項第1号に該当する者でない場合は必要年数以上となる)
- 「業種コード」欄は、建設業許可法第10条第1項第1号に該当する者でない場合は必要年数以上となる
- 「実務経験年数」欄は、建設業許可法第10条第1項第1号に該当する者でない場合は必要年数以上となる
- 「実務経験の内容」欄は、建設業許可法第10条第1項第1号に該当する者でない場合は必要年数以上となる
- 前項申請以前の申立書

※平成28年5月31日までの、「とび」及び「解体」の実務経験のみ、期間の重複が認められます。その他の業種の重複は、認められません。ただし、同じ内容であっても「解体」の実務経験は同一の書面に「とび」とは分けて記載してください。

具体的な工事現場名を書いてください。

申請業種ごとに、まとめて記載してください。

使用者ごとに、一行ずつ記載してください。

実務経験年数は「審査基準日」までの経験で、期間計算は片落ししてください。

(注意事項)

- 技術職員名簿において有資格区分コード「002」（10年間の実務経験）、「099」（実務経験要件の緩和）、「1*」及び「10」に該当する技術職員を記載した場合に、技術職員ごとに当該書類を作成し、添付してください。様式については87ページをご覧ください。
- 一度提出した技術職員実務経験申立書に記載した期間や業種の変更は認められません。
- 建設業許可における営業所技術者等として、実務経験の証明を受けている技術者については、建設業許可申請書または変更届に添付された実務経験証明書（規則様式9号）の写しを提出してください。

○ 実務経験の考え方

- 有資格区分コード「002」の場合、一業種につき、実務経験の合計年数が10年以上となる必要があります。
- 二業種の実務経験を記載する場合には、それぞれの業種の実務経験の期間が重複しないように注意してください。
- この申立てに記載された内容は、次回の申請以降、変更できません。
(例えば、平成25年12月から令和5年12月までの期間の実務経験について、今期の申請では「とび・土工・コンクリート工事」の実務経験があるとしていたにもかかわらず、来期の申請では、この期間について「造園」の実務経験があったと申し立てることはできません。)